

第6期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定しました

第6期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画が決定し、介護保険料（65歳以上の方）が決まりました。

問い合わせ／役場保健福祉課介護保険係
（1階⑥番窓口☎485-2111内線137）

高齢者保健福祉・介護保険事業計画とは

介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業を円滑に実施するために、取り組む課題を明らかにし目標を定めるものです。平成12年度から3年ごとに見直され、今回が第6期目となります。

●第5期と第6期で保険料段階設定が変わっています。

第5期保険料段階		第6期保険料段階
第1段階	→	第1段階
第2段階	→	第1段階
特例第3段階	→	第2段階
第3段階	→	第3段階
特例第4段階	→	第4段階
第4段階	→	第5段階
第5段階	→	第6段階
第6段階	→	第7段階
第7段階	→	第8段階
第8段階	→	第9段階

介護保険料はどのように決まるの？

65歳以上の方の保険料は、本町で今後3年間に必要な介護保険の総費用から算出した「基準額」をもとに、個人や世帯の所得に応じて決められます。

$$\begin{array}{c} \text{本町に必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{総費用} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担率} \\ \text{22\%} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{本町に} \\ \text{お住まいの} \\ \text{65歳以上の方} \\ \text{の人数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{標茶町の保険料「基準額」} \\ \mathbf{68,700\text{円}} \text{ (年額)} \end{array}$$

●第6期介護保険料（平成27～29年度まで）

※第1～3段階は平成29年度のみ＊印の保険料に軽減されます。

段階	適用される対象者	保険料率	保険料年額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 	基準額×0.45 （＊基準額×0.3）	30,900円 （＊20,600円）	
第2段階	80万円以下の方			
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が 	80万円超え 120万円以下の方	基準額×0.63 （＊基準額×0.5）	43,200円 （＊34,300円）
第3段階		120万円超えの方	基準額×0.75 （＊基準額×0.7）	51,500円 （＊48,000円）
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が	80万円以下の方	基準額×0.88	60,400円
第5段階		80万円超えの方	基準額×1.0	68,700円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が	125万円未満の方	基準額×1.25	85,800円
第7段階		125万円以上 190万円未満の方	基準額×1.35	92,700円
第8段階		190万円以上 400万円未満の方	基準額×1.5	103,000円
第9段階		400万円以上の方	基準額×1.75	120,200円

4月1日から介護保険法の改正により、サービス利用の基準や要件が変わります。

1 介護保険料率が変わります

介護保険制度の見直しにより、介護保険財源の負担割合が65歳以上の方は22%、40～64歳の方は28%に変更されます。また、低所得者層の負担軽減として平成27、28年度は第1段階を、平成29年度は第1～3段階について保険料率を軽減します。

【平成27年4月～】

2 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わります

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の方となります。ただし、すでに入所している要介護1・2の方（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられます。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

【平成27年4月～】

3 一定以上の所得がある方は自己負担が2割になります

一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）のある方がサービスを利用した時の自己負担は1割から2割になります。

※認定者全員に自己負担の割合（1割または2割）が記載された「介護負担割合証」が発行されます。

【平成27年8月～】

4 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得等に応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

【平成27年8月～】

5 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担（それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。（70歳未満の方のみ変更）

【平成27年8月～】

6 低所得の施設利用者の食費・居住費軽減の適用要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金などが一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の軽減はありません。

【平成27年8月～】

7 地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が追加されます

定員が18人以下の小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスへ移ります。

【平成28年4月～】

8 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防給付（要支援1・2の方向け）の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

【平成29年4月～】